

第 12 回 法の下での平等 (2)

3. 尊属殺人事件最高裁判決 (最大判昭和 48 年 4 月 4 日刑集 27 卷 3 号 265 頁)

- ・ 自己又は配偶者の直系尊属に対する殺人について、一般の殺人罪よりも重罰を科す刑法 200 条の規定 (1995 (平成 7) 年の法改正により削除された) が、日本国憲法 14 条に違反するとして提起された事件である。
- ・ 最高裁判所の多数意見は、尊属に対する尊重報恩という道義を保護する立法目的は合理的であるが、刑の加重の程度が極端であり、立法目的達成手段として合理的ではないので、違憲であると判示した。
- ・ これに対し、立法目的自体が違憲であるという 6 名の裁判官による意見が付されている。田中二郎・小川信雄・坂本吉勝裁判官は、尊属殺人に関する規定を設け差別的取扱いを認めること自体が、14 条 1 項に違反するとし、下村三郎裁判官は、時世の推移などを踏まえれば、尊属殺人に対する処罰規定を存置し、その刑を加重することに合理的根拠はないと述べ、色川幸太郎裁判官は、古い家族制度と結びついたまま道徳を温存しようとする法律は憲法によって否定されなければならないとし、また、大隅健一郎裁判官は、夫婦や直系親族の相互間の殺害行為について、近親殺という特別の罪を設けることや刑を加重することは、合理的な範囲を超えない限り、立法政策の問題であるが、尊属に対する卑属による殺害行為についてのみ刑を加重することが認められないと主張した。
- ・ 下田武三裁判官は、尊属に対する敬愛を重視すべきものとし、刑法 200 条のような法定刑を規定することも不合理であるとは考えられず、裁判所が立法の先取りをなすような判断を下すことは司法の謙抑の原則に反するとして、反対意見を述べた。
- ・ 刑法 200 条は、違憲判決後も長らく改正されず、最高検察庁が尊属殺人であっても普通殺人罪 (刑法 199 条) で起訴するよう通達することによって対応された。結局、1995 年に、刑法の条文を文語体から口語体に変更する際に、刑法 200 条は、他の尊属への犯罪に対する重罰規定 (尊属傷害致死罪に係る刑法 205 条 2 項等) とともに削除された。

## Quiz

Q13 尊属殺処罰規定を違憲と判断した最高裁判所昭和48年4月4日大法廷判決(刑集27巻3号265頁)において、裁判官の見解は、次のAからCまでの三つに分けられる。後記の文章群のアからカまでの記述は、そのうちのある見解から他の見解に対する批判又はその批判に対する反論が記載されているが、その説明として正しいものはどれか。

- A 尊属殺処罰規定の立法目的自体が、憲法第14条第1項に違反する。
- B 尊属殺処罰規定の立法目的は合憲であるが、目的達成の手段としてその加重の程度が極端であって、立法目的達成の手段として甚だしく均衡を失っているから、憲法第14条第1項に違反する。
- C 尊属殺処罰規定は、その立法目的においても、立法目的達成の手段においても、何ら違憲とはいえない。

### 【文章群】

ア. 刑法のように社会生活上の強行規範として価値観と密接な関係を有する基本法規にあっては、時代の進運、社会情勢の変化等に伴って憲法上の問題を包蔵するに至ることもあり得る。裁判所は、当該規定の不合理性が憲法の特定の条項の許容する限度を超え、立法府の裁量の範囲を逸脱しているものと認められた場合には、当該規定の違憲を宣明する責務を有する。

イ. 尊属殺処罰規定は、大日本帝国憲法時代に特に重視されたいわゆる「家」制度との深い関連を持ち、一種の身分制道徳の見地に立つものというべきであり、個人の尊厳と人格価値の平等を基本的な立脚点とする民主主義の理念と抵触するものとの疑いが極めて濃厚で、それ自体憲法第14条第1項に違反する。

ウ. 尊属に対する尊重報恩は社会生活上の基本的道義であり、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持が刑法上の保護に値するとの考え方は、このような情愛による結合関係が、直系の尊属と卑属との間においてだけでなく夫婦や兄弟姉妹等の親族間においても等しく認められることから、尊属殺についてのみ差別的取扱いをする合理的根拠とはなり得ない。

エ. 尊属に対する敬愛・尊重は、人類の歴史とともに始まった自然発生的なものである。尊属殺処罰規定は、「家」制度と一体不離の関係を成すものでないことはもちろんであり、特にかかる制度の廃止された日本国憲法下の今日において、同制度との関連より生ずべき弊害なるものを、強いて憂える必要もあり得ない。

オ. 尊属殺だけでなくその他の親族関係における殺人についても刑を加重するかどうかは立法政策の問題である。具体的争訟における憲法判断としては、尊属殺処罰規定の合憲性のみを検討すれば足りる。

カ. 尊属殺処罰規定の法定刑をいかに定めるかの判断は、本来、立法府の裁量に属する事項であって、その判断を尊重することこそ、憲法の根本原則たる三権分立の趣旨に沿うものである。

1. アは、Cの見解からBの見解に対する批判であり、カがこれに対する反論である。
2. イは、Aの見解からCの見解に対する批判であり、オがこれに対する反論である。
3. ウは、Aの見解からBの見解に対する批判であり、オがこれに対する反論である。
4. エは、Aの見解からCの見解に対する批判であり、イがこれに対する反論である。
5. カは、Cの見解からBの見解に対する批判であり、ウがこれに対する反論である。

(平成16年旧司法試験)